

信州大学附属図書館における コロナ禍対策としての在宅勤務の状況

岩井雅史（信州大学附属図書館）

信州大学附属図書館では、コロナ禍における出勤者の削減のため、緊急事態宣言が発令された2020年4～5月を中心に、在宅勤務を実施した。特に中央図書館では、在宅勤務者用の端末貸出や、担当業務以外に全員ができる「全体作業」の導入などの工夫を行った。実施を定着させるには課題も多く、6月以降は在宅勤務者はかなり減少しているが、今後に備えて体制は整えておく必要がある。

1. はじめに

コロナ禍のもと、職場での感染リスクを低減するために全国的に在宅勤務が推奨され、大学においても対応を余儀なくされた。ただ、図書館業務の性質上、在宅では行いがたい業務も多い。

本稿では、附属図書館職員が在宅勤務を行うにあたって、附属図書館（特に中央図書館）において実施した対応と、そこから見えた課題について述べる。なお、本稿執筆時（2020年12月）には、感染はふたたび拡大しており、在宅勤務の状況に関しては、今後さらに変化するものと思われる。

2. 信州大学の在宅勤務体制

2-1. 在宅勤務に関わる学内制度の状況

2020年4月7日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が7つの都府県に対して発出され、4月16日には対象が長野県を含む全都道府県に拡大された¹⁾。

こうした背景のもと、信州大学では4月7日に各部局に対して、自宅での業務実施に備えた説明会が行われた。この中では、一定数の職員が在宅勤務を行う必要が生じた場合に備え、各部局において、各事務職員が自宅で業務を行うための環境が整っているかどうかを調査することと、どのような業務を在宅で行う事ができるかの洗い出しを行うことの必要性が説明された。

その後、4月14日には、学長名で事務職員の在宅勤務についての取扱に関する通知があり、部局長が必要と判断した場合に、在宅勤務を可能とすることが正式に認められた。在宅勤務においては超過勤務等を行わず、また、在宅勤務にともなう通信費は在宅勤務者の負担とされた。この取扱は、本稿執筆時に至るまで有効であり、現在も各部局長の判断によって、在宅勤務を行える状態となっている。

2-2. ネットワーク・ツールの対応状況

信州大学では、GoogleのG Suiteを大学全体で契約しており、その中で利用できるツールの中には、在宅業務を行う上で活用できるものがある。Gmailを使用したメールシステムをはじめとして、Googleドライブを利用したファイル共有、Google Meetによるウェブ会議、Google Chatでのショートメッセージ等がある。これらを活用して、自宅からでもある程度の業務は、もともと可能な状況であった。

ただし、業務で利用しているシステムの中には、主にセキュリティ上の理由から、学内ネットワークからしか接続できないようになっているものも多く、図書館業務システムや財務会計システムもそれに該当する。また、業務で扱うデータに関しても、個人情報や機密情報など、学外に持ち出すべきでないものがある。こうしたデータを扱う業務については、通常の方法では在宅で行うことは難しい。

そうした状況に対応するため、5月18日には、「事務系職員が学外から学内のネットワークに接続するための仕組み」として、VPNソフトウェアのアカウントが各部局に配布された。利用できるのは大学所有の端末からに限られるが、これを通じてリモートデスクトップを使用することで、在宅勤務においても、学内ネットワークにいるのと同様の業務が可能となった。

3. 附属図書館における在宅業務

3-1. 基本的な体制

本項では主に中央図書館での体制を述べる。4月7日の説明会を受けてまず行ったことは、全職員の自宅のICT環境および在宅勤務で使用する各種ツールへの習熟度の調査である。その結果、多くの職員については、パソコンとインターネット環境はあるものの、Google MeetやGoogle Chatに関しては十分な知識がないことがわかり、また、少数ではあるが、インターネット環境に制約がある、あるいはパソコンがないという職員もおり、大学側でのサポートが必要な点が明らかとなった。

これを受けて、まず基本的なテレワークの業務手順を決定した。出退勤時の打刻に代えてGoogle Chatの所定のチャットルームで報告を行うこと、連絡に電話は原則使用せず基本的にメールやチャット等で行うこと、紙の書類や資料を持ち帰らないこと、Googleドライブの利用ルールなどを定め、マニュアル化した。

Google ChatやGoogle Meetに関しては、上記調査結果を受けて、情報システム担当の職員が講師となって、利用方法の説明会を実施した。

誰がいつ在宅勤務をするかについては、Googleスプレッドシートで在宅勤務予定表を作成して管理することとした。これに基づいて、勤務時間管理職員が、就業管理システム上の処理を行う。

自宅に在宅勤務用の環境がない職員のために、ノートパソコンの貸し出し制度も開始した。中央図書館が閉館（のちに部分開館）していたため、需要が減った利用者用PCの一部を流用した。また、6月末までの期間限定で、大学本部からモバイルルータの貸出も行われたため、附属図書館に配分されたものについて、同様に貸し出しを行った。

5月下旬からは、先述のVPNソフトウェアのアカウントが配布されたため、貸出用のノートPCに

信州大学附属図書館におけるコロナ禍対策としての在宅勤務の状況

よりそのアカウントを利用できる体制を整えた。ノートPCの貸出管理簿において、VPNを使用する場合のID・パスワードもあわせて貸出できるようにした。

3-2. 在宅勤務の実施状況

前述の在宅勤務予定表の記録をもとに、2020年5月から11月までの期間における、附属図書館各館での在宅勤務状況について述べる。

中央図書館における、グループごとの各月の在宅勤務率は、表1のとおりである。長野県内が緊急事態宣言の対象区域となっていた期間を含む5月は、多くのグループで20～30%台、全体で約26%の在宅勤務率となった。5月20日以降、段階的に開館を再開したことともない、6月には図書館サービスグループは0に、それ以外でも10%台に低下し、7月以降はどのグループもほぼ10%を切るようになった。

表1. 中央図書館における在宅勤務率※（2020年5月～11月）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
課長・副課長他	15.5%	4.1%	4.1%	8.0%	2.6%	0.8%	2.9%
管理・企画事業G	31.9%	15.8%	12.2%	9.2%	9.9%	6.5%	5.7%
情報システムG	30.9%	15.7%	1.6%	0.0%	5.1%	9.8%	9.6%
図書館サービスG	22.1%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大学史資料センター	24.3%	12.2%	6.6%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	25.9%	10.0%	6.8%	6.2%	5.0%	3.8%	3.8%

※在宅勤務率＝合計出勤日数／合計勤務日数（休暇日数を除く）

中央図書館以外の学部図書館についての状況を簡略に述べる。教育学部・医学部・工学部・農学部では、4月～5月にかけては在宅勤務を行い、館によって異なるが10%～40%の在宅勤務率であったが、5月下旬あるいは6月以降は在宅勤務を実施しておらず（教育学部では障害者雇用職員のみ6月以降も継続）、すべて出勤としている。これは、学部として在宅勤務を行わない方針のところもあれば、学部としては行っているが図書館での実績がないところもある。VPNが利用できる端末は、中央図書館と異なり学部の庶務等が管理している場合が多く、図書館職員が借り出すのに手間がかかるといった事情もあるようである。一方、繊維学部では、4・5月から現在に至るまで、在宅勤務は館全体でのべ数回と、かなり少なくなっている。

3-3. 在宅での業務内容

受入、目録、貸出返却、配送、ILLなどの業務は、その大部分が冊子体資料や複写物の現物を扱うため、在宅で行うことはできない。しかしながら、職場全体の出勤者数を減らすという目的のため、それらの業務を担当する職員の中でも、4～5月は一定数の職員を在宅勤務とする必要に

迫られた。そのために、平時に担当している業務とは異なる、在宅で行える業務を用意する必要があった。

そこで中央図書館では、そのような業務として「全体作業」と呼ばれるいくつかの業務を準備した。全体作業の多くは、1件1件は単純ながらも人の判断や操作を要し、なおかつ件数は大量にあるという性質のもので、例を挙げると次のようなものである。

- ・信大著者が発表したオープンアクセス論文について、部局別のAPCを試算のために必要な、著者の所属部局を調査する
- ・信大著者が発表した論文についてオープンアクセス化を働きかけるため、著者の特定や連絡先の調査を行う
- ・信濃毎日新聞データベースを使って、信州大学関連の記事をピックアップする

これらの作業に必要なファイルはGoogleドライブで共有し、成果物も同様にGoogleドライブにアップロードするようにした。作業状況の報告や、進め方についての質問などは、Google Chatを使って行った。

学部図書館においては、特にそういった措置を取った館はなく、在宅勤務の際には、自分の業務のうち在宅でできるものだけをやるということで運用していた。特に教育学部図書館では、改修工事の準備にかかる時期と重なったために、関連の作業を在宅で実施していた。

なお、いずれの館においても、障害者雇用の職員については、平時は出勤して行う作業が多いため、在宅で、それも直接指示を受けずにできる業務を探すのに、今回かなり苦慮した面がある。人事課とも相談して、外出せず在宅することを厳守しつつ、業務は主として自己研鑽とし、館によっては簡単な作業を指示して、次の出勤日に作業の成果物を提出させるということを行った。

4. 在宅勤務の課題と今後について

4-1. 在宅勤務の課題

これまでの実施を通じて、在宅勤務を行うことにともなう課題がいくつか明らかになった。

まず、在宅で行う業務を用意するという点である。3-3で述べた、全体作業を用意するというのは、そもそも業務があるかどうかもあるが、マニュアルの準備や進捗管理など、実施のための作業コストもそれなりに要する。一方で、そうした作業を用意できなければ、在宅でできる業務は大きく限られるであろう。

これとも関連するが、3-3の冒頭で挙げたような、出勤しなければできない業務が、在宅勤務を行うことで滞るのも問題である。特に学部図書館のように、図書1人・雑誌1人といった体制の場合には、その問題はより大きくなる。学部図書館での在宅勤務が、6月以降ほとんど行われていない原因の一つは、ここにあると考えられる。ILL複写に関しては、近く見込まれる著作権法改正²⁾によって紙の複写物が大きく減る可能性はあるが、その他の冊子体資料関連の業務は、当分の間は変わらないと思われ、今後も在宅との両立は難しい状況は続く。

そして、業務上のコミュニケーションに関する問題も、細かいことだが無視はできない。在宅勤務では、同僚に話しかけたり、電話をかけたり受けたりといったことが、気軽にはできない。

特に電話に関しては、同じ館内の職員であれば緊急の必要があれば自宅や携帯電話にかけることはできても、他部局や学外者に電話番号を伝えるのは難しい。在宅勤務明けの出勤日に、電話のメモが自席に置かれているのは、多くの職員が経験しているのではないだろうか。

職員同士であればGoogle MeetやGoogle Chatが使用できるが、業務用端末にマイクやカメラを接続する手間等もあって、使用が定着しているとは言いがたく、日常のコミュニケーションツールとするには、まだ難しい部分がある。

4-2. 今後の在宅勤務について

本稿を執筆している2020年12月現在、コロナ禍の終息の目処が立たないばかりか、再拡大が進みつつある中で、図書館のサービスや職員の出勤に制限が必要な時期がいつ来ないとも限らない。また、在宅勤務には、通勤をなくすことによるワーク・ライフ・バランス向上などの効果も見込まれ³⁾、新型コロナウイルス対策に限らない、平時から在宅勤務を導入する検討の動きもある。

3-2で述べたとおり、附属図書館各館においては、4～5月に比べると、12月現在、在宅勤務はほとんど行われていない状態である。しかし、ふたたび在宅勤務が必要になった際にスムーズに実施できるよう、各職員がどのような業務を行うかや、使用するハードウェア・ソフトウェア等の準備は整えておくことが求められよう。

注

- 1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部(2020)『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告』
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku0604.pdf (参照2020-12-14)
- 2) 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」(2020)『図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書』
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyvo/92654101.html (参照2020-12-17) この方向で法改正が成立した場合、利用者に複写を電子データで提供することができるようになると見込まれ、ILL複写依頼業務については、ほぼ在宅でできるようになる可能性がある。一方、複写受付については、複写元の資料が冊子である限り、館内での業務は必要になる。
- 3) 厚生労働省『テレワーク総合ポータルサイト』「効果・効用」
<https://telework.mhlw.go.jp/effect/> (参照2020-12-17) など。